

Ⅳ 健康・教育相談について

1. 保健室から

1. 登校前の健康観察について

(観点)

- ①元気がありますか
- ②昨夜はぐっすり眠っていましたか
- ③目がはれたり充血したりしていませんか
- ④顔色はいつもと同じですか
- ⑤皮膚に発疹やむくみはありませんか
- ⑥食欲は十分ですか
- ⑦排便ができていますか

いつもと調子が違うと思われる場合は、体温測定をし、体調をよくみてあげてください。熱がある時は無理をせず、家で休養をとるようお願いいたします。

また、けが等がある場合も、処置をしてから登校させてください。

2. 保健室の機能

保健室は校内の保健センターとして次のような役割があります。

(1) 健康診断や発育測定

学校では、4月から6月にかけて定期健康診断を行います。学校の健康診断は、病気や異常の疑いがあるかどうかを診るもので、診断や治療をするものではありません。病気・異常の疑いがある時は、後日「治療のおすすめ」でお知らせいたします。できるだけ早めに専門医かかかりつけ医で診ていただくようにしてください。

(2) けがや病気の応急処置

学校生活の中で、軽度のけがや病気の場合は、保健室で応急処置をしたり、休養をしたりしてもらいます。しばらく休養しても回復しない場合や、帰宅した方がよいと判断した場合は連絡しますので学校まで迎えに来てください。けがや病気の症状が重く医師の判断が必要な場合は、ご家庭に連絡しますので、病院での受診をお願いします。なお、原則として学校では応急処置は行いますが、継続した手当や内服薬の使用はしません。

必要なお子さんのために、下着・靴下・体操服の替えを用意しています。借りられたら、**下着（パンツ）については新しいものを**、靴下・体操服については、洗濯して返していただきますようお願いいたします。

※尚、体操服・赤白帽子を忘れてきた場合の貸し出しはしません。

(3) 健康相談

保健室では、心や身体の健康や悩みの健康相談活動を行います。お子さまのことで気になることがありましたら、ご相談ください。



3. 学校感染症と出席停止について

学校保健安全法により、次の感染症は**医師の診断に従い保護者が、「感染症罹患による欠席報告書」**を記入し提出していただくと**「出席停止」**の取扱いになります。必ず医師の診断治療を受けてください。医師の指示に従って登校してください。「感染症罹患による欠席報告書」は学校にあります。(記入例 p 40・41 参照)

学校において予防すべき感染症

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ・インフルエンザ | ・百日咳 |
| ・麻疹（はしか） | ・風疹 |
| ・結核 | ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| ・水痘（みずぼうそう） | ・咽頭結膜熱（プール熱） |
| ・新型コロナウイルス感染症等その他の感染症 | |

4. 「緊急用連絡用紙」について

緊急な連絡が必要な場合に備えて、緊急用連絡用紙の記入をお願いしています。
必ず、連絡のとれる連絡先を記入してください。年度途中で、連絡先が変更になった場合は速やかに学校へお知らせください。

2. 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

長浜市教育委員会では、市内の小・中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下センター）と災害給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下（授業中や校外学習など学校行事、休み時間、決められた通学方法、通学路での登下校中も含まれます。）において、児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

入学時には加入契約の同意書をいただいております。年間掛金は935円ですが、保護者負担金は、460円です。【475円は長浜市教育委員会が負担しています。（令和4年度現在）】



1. 災害給付の対象について

1回の診察による自己負担額が1,500円以上、または複数回の診察による自己負担の総額が1,500円以上の場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となります。

【留意点】

○医療機関を受診された際には、「学校で起きたケガ等であること」を伝えてください。

○学校の管理下で医療を要する災害に遭った場合、原則として

「子ども医療費受給券（緑色の受給券）」を使用されないようお願いします。

医療機関の窓口で実費にて診察代金（自己負担分3割）のお支払いをお願いします。学校から日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の申請後、給付となります。（4割給付されます）

○窓口支払いが1,500円未満の場合の取り扱いについて

《診療が1回で終わる場合》

「子ども医療費受給券(緑色の受給券)」を医療機関の窓口で提示してください。
《診療が複数回となっても、窓口での支払い総額が1,500円を超えない場合》

受診した医療機関で「子ども医療費受給券(緑色の受給券)」を提示し、払戻の対応をしていただけるか確認してください。対応いただけない場合については、医療機関から発行される領収書、保険証、払戻金の入金を希望される通帳を持って、北部振興局、各支所、本庁保険年金課の窓口で払戻の手続きを行ってください。

○初診時選定療養費※1は「日本スポーツ振興センター災害共済給付」・「長浜市子ども医療費助成制度」の両方において助成対象外となります。

※1 「初診時定療養費」とは、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200床以上)」で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定され、紹介状なしに200床以上の病院を受診した場合に保険適用の初診料とは別に負担いただく療養費です。

○けが等の原因である事故が交通事故や第三者の行為によるものは対象外です。

2. 災害給付を受ける場合

給付金を請求するときは、必ず学校に申し出てください。家庭より受診された場合は、医療機関名及び薬局名をお知らせください。

ご不明な点は、遠慮なく保健室へお尋ねください。

給付は、手続きが完了してから3～4か月後になります。